

採決（12月1日・15日・本会議）

【1日】諮問4件を原案のとおり同意。

【15日】全議案を原案のとおり可決。

請願第28-5、第28-6号および陳情第28-5号は全会一致、第28-8号は賛成多数により採択、請願第28-2、第28-7号は賛成少数により不採択となりました。

意見書提出（12月19日）

請願の採択を受けて、委員会提出議案として提出された意見書を可決し、地方自治法第99条の規定により関係機関に提出しました。

「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書

1. 「森林・林業基本計画」に掲げる施策の推進に向け、平成29年度予算概算要求で計上された予算額の確保を図ること。
また、地球温暖化防止森林吸収源対策の推進については、安定財源の確保に係る新たな仕組みとして検討されている「森林環境税（仮称）」の早期実現を図るとともに、「地球温暖化のための税」を活用した木質バイオマスエネルギー等の利用に係る予算の拡充、森林吸収源対策として措置された地方財政措置の拡充を図ること。
2. 森林資源の循環利用確立に向け、国の責務として確実な再造林を図るため、鳥獣害対策も含めた公的補助の確立を図ること。
3. 林地の集約化、森林経営計画策定の促進に向け、市町村への林務担当職員の配置、人材育成に向けた国の支援策を講じるとともに、国の職員による技術的な支援を行うこと。
4. 地域材の安定供給体制の確立に向け、原木のとりまとめは、流域単位の川上から川下等の関係者及び、官民連携による協議会方式を基本とし、安定供給、需給調整、販売をコーディネートする組織・人材の育成を図ること。
また、地域材利用促進については、公共建築物の木造化、中高層建築物等へのCLTの利用拡大等、これまでの対策を一層推進させるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連施設への地域材の利用促進と、森林認証・認証材の普及拡大に向けた対策を図ること。
5. 「山林振興法」の基本理念、付帯決議に基づき、山村地域において雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置を講じる等の具体的施策の確立を図るとともに、地域振興・地域林業確立の観点から、国等の発注する事業については、地域の事業者が優先的・安定的に受注出来る発注方式に変更すること。
6. 条件不利地域など適正な森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図るとともに、事業の長期的・安定的な実施に向けた体制の確立を図ること。
また、経営意欲の低下した所有者の森林、不在村所有者森林など、林地集約の支障となっている森林については、地方公共団体による公有林化の促進に向け、全額国費による助成措置を講じる等、支援の強化を図ること。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

地方議会議員は、議員活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年は、都市部を中心に専業化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書

1. 貸与型から給付型へ、奨学金制度を抜本的に転換し、大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。
2. 貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止（廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当）すること。また、所得に応じた無理のない返済制度をつくり、返済困難者の実情に即して適切な救済を行うこと。
3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充等を図ること。

後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書

後期高齢者の保険料軽減特例は、平成20年度以降国の予算措置により継続されており、8年を経過し制度として既に定着している。

国においては、平成27年1月13日に医療保険制度改革骨子が決定され、「後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）の見直し」が盛り込まれた中で、保険料軽減特例については「段階的に縮小し」、「平成29年度から原則的に本則に戻す」ことが示されました。

今回の見直しは、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながるものであり、年金の段階的引き下げなどにより、後期高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況であることを考えると、安心して医療を受けていただくためには保険料軽減特例を継続することが必要であります。

そのため、国においては、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しを行わないよう継続することを求めます。

※意見書の要旨を掲載しています。